

令和3年2月10日

厚生労働省医政局長  
迫井正深 様

(一社) 日本在宅ケアアライアンス  
理事長 新田 國夫

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等への対応について（緊急要望）

日頃在宅医療の推進に特段のご配慮いただきありがとうございます。

さて、2021年に入り、新型コロナウイルス感染症患者のうち、自宅療養者数と療養先調整中の療養先調整中のPCR陽性者が急増しており、これらの対象者には各保健所において療養先の調整と健康経過観察が行われていると承知していますが、自宅での療養を余儀なくされているPCR陽性者の中には適切な医療の必要な方も少なからずいると考えられ、また医療支援がない不安の中に自宅で過ごされている方も多いと考えられます。

また、高齢者についても、自宅療養が認められるようになったことは、本人の願いを尊重する在宅ケア推進の観点からは極めて適切な対応と考えますが、これまで提供されていたケアをどのように継続して提供していくか、現場においては様々な課題が残されています。また、併せて在宅で療養者のケアを担う家族のケア、サポートも重要な課題です。

こうした現状に鑑み、在宅に医療の空白が生じてはならないとの理念の下に、在宅ケアを支える医療・介護の専門職団体の連合組織である(一社)日本在宅ケアアライアンスとして、率先して行動することを申し合わせ、緊急行動宣言を別添の通り公表したところであります。

厚生労働省におかれましては、自宅療養中の新型コロナウイルス陽性者に適切な医療の機会が確保されるよう、訪問診療、訪問看護等が円滑に行われるための環境整備のため、下記の通り、格段の支援措置を講じるようお願いいたします。

## 記

1. 保健所と地域の往診可能な医療機関・訪問看護ステーション等との連絡調整を円滑に行うことができるよう、保健所において連携体制や地域の対応医療機関等の把握や地域の医師会等の関係団体・関係市町村との連携が確実に行われるよう、都道府県等を通じて保健所を支援すること

2. 保健所と連携した新型コロナウイルス陽性患者等に対する往診、訪問診療、オンライン診療、訪問看護に対する十分な診療報酬上の加算措置等又は行政からの委託費という公的費用負担を講じること。特に陽性者である患者宅の訪問の際にはその準備に多大な負担がかかることや一般診療の制限、医療従事者の休業、休診等を踏まえた十分な水準を確保すること。

3. 新型コロナウイルス陽性患者への訪問を行う医療機関に対して、感染予防のための資材等の提供を行うとともに、在宅の状況に応じて、往診可能な医療機関において迅速な検査対応ができるよう、必要な検査機器について補助を行うこと。

4. 新型コロナウイルス陽性者への取り組みを進める医療機関・訪問看護ステーション等における従事者のPCR等定期的検査を含めた安全確保、安心して就業できる環境整備などに対し、支援を行うこと

以上